

奈良県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第10号

奈良県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条第4項の規定に基づき、議会の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

議長 日額12,000円

副議長 日額10,000円

議員 日額10,000円

(費用弁償)

第3条 議会の議員が招集に応じ議会又は法第100条第12項に規定する協議若しくは調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として、1日につき次の各号に掲げる利用した交通手段の区分に応じ、当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 交通機関を利用した場合 居住地と招集地との往復に実際に要した額。

ただし、当該往復の経路及び方法は、客観的に経済的かつ合理的と認められるものでなければならない。

(2) 自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車で、同法第3条に規定する自動二輪車以外のものをいい、公用のものを除く。）を利用した場合 次のア又はイに掲げる招集地から居住地までの距離の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げた額）

ア 招集地から居住地までの距離が陸路2キロメートル以下である場合
200円

イ 招集地から居住地までの距離が陸路2キロメートルを超える場合 2に陸路2キロメートルを超えるごとに2を加算して得た数に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第19条第1項に規定する車賃の額を乗じて得た額に2を乗じて得た額

2 議員が公務のため旅行したときは、前項の規定により費用弁償を受ける場合を除き、費用弁償として、奈良県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和6年11月条例第6号）第2条第2項に規定する企業長等に支給する旅費相当額を支給する。
（支給方法）

第4条 議員報酬及び費用弁償の支給方法は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。